

## 【 諮問事項 】 葬祭費，その他の医療給付について

## 1 制度概要

高齢者の医療の確保に関する法律第86条第1項の規定により，死亡に関して必要な医療給付を行うものとされている。その給付は現金給付としての「葬祭費の支給」又は現物給付としての「葬祭の給付」のいずれかである。

同法第2項に定められているものは，広域連合の自主判断に委ねられている任意給付である。条文にある傷病手当金は被保険者が療養のため一定期間事業又は業務に従事できないときに支給するものである。

なお，それぞれの支給に係る財源は，被保険者から徴収する保険料である。

## 2 現状

## (1) 葬祭費について

各市町の条例を調査したところ，全ての市町において「葬祭費を何円支給する」と規定している。また，全国の各広域連合においても現金給付としており，その支給額を検討している。

葬祭費支給額は，広島県内各市町の国民健康保険においては，最高で7万円から最低1万円までとなっており，その平均は約3万円となっている（別紙2参照）。

また，後期高齢者医療制度には国民健康保険だけではなく，社会保険等からも被保険者となるので，その構成比及び葬祭費額を調べたところ，市町の国民健康保険以外の葬祭費は，最高30万円から最低5万円である（別紙1参照）。

## (2) その他の医療給付について

国民健康保険における広島県内各市町のその他の医療給付の支給状況は，別紙3のとおりである。

## 3 事務局方針（案）

(1) 葬祭費を支給し，その支給額は3万円とする。

(2) その他の医療給付は実施しない。

## (理由)

(1) 広島県内の全ての市町において葬祭費を支給している。また，その財源は保険料であるが，被保険者の負担となる保険料は，極力抑えるべきである。その上で，支給額については，後期高齢者医療制度の被保険者は，国民健康保険だけでなく社会保険等からも被保険者となるが，構成比において大部分を占める国民健康保険の葬祭費の平均額とする。

(2) その他の医療給付は、それぞれ以下の理由により実施しない。

#### 傷病手当金

全国の市町老人保健法下において支給していない。また、被保険者の大半の主たる収入は年金であり、傷病手当の意義を考慮すると支給する事例は想定が困難である。

#### 出産育児一時金

後期高齢者医療の被保険者において、支給対象者となるものが想定できない。

#### 精神・結核医療付加金等

現在実施が一町であるため、各市町の判断で対応していただくこととし、広域連合から給付は行わない。

### 4 事業量見込み及び保険料影響額

#### 葬祭費について

別紙 1 のとおり死亡者数を推計すると、約 20,000 人（年平均）となり、それを基に、一人当たり保険料負担額を計算すると、約 1,800 円（年間）の負担となる。

### 5 添付書類

葬祭費について（別紙 1）

各市町別葬祭費支給額（別紙 2）

各市町における任意給付の実施状況（別紙 3）

都道府県別一人当たり老人医療費の状況（別紙 4）

#### 高齢者の医療の確保に関する法律

第八十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の死亡に関しては、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の給付のほか、後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができる。

## 葬祭費について

### 1. 保険者別の整理表

		対象者数	構成比	葬祭費額
国民健康保険	市町	301,535	82.2%	1万円～7万円 平均2.9万円 (注1)
	国保組合	6,001	1.6%	5万円～30万円
小計		307,536	83.8%	
社会保険	政府	42,625	11.6%	5万円
	日雇	85	0.02%	不明
	健保組合	9,460	2.6%	5万円
	船員	259	0.1%	5万円
	共済	6,922	1.9%	5万円
小計		59,351	16.2%	
合計		366,887	100.0%	

平成16年度 広島県の老人医療 広島県福祉保健部総務管理局国保医療室編より

注1) 明細は別紙のとおり

### 2. 保険料への影響額

死亡者推計〔人〕 (注2)			被保険者推計〔人〕 (注3)		
H20	H21	H20-21平均	H20	H21	H20-21平均
19,414	20,054	19,734	327,935	338,747	333,341

注2) 人口動態統計年報 (広島県) におけるH15～H17の平均死亡率5.92%を被保険者推計に乗じた

注3) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)より推計

#### (1) 3万円の場合

葬祭費推計〔円〕			一人当たり保険料負担額 (年間)〔円/人〕		
H20	H21	H20-21平均	H20	H21	H20-21平均
582,412,560	601,614,672	592,013,616	1,776	1,776	1,776

#### (2) 5万円の場合【参考】

葬祭費推計〔円〕			一人当たり保険料負担額 (年間)〔円/人〕		
H20	H21	H20-21平均	H20	H21	H20-21平均
970,687,600	1,002,691,120	986,689,360	2,960	2,960	2,960

#### (3) 30万円の場合【参考】

葬祭費推計〔円〕			一人当たり保険料負担額 (年間)〔円/人〕		
H20	H21	H20-21平均	H20	H21	H20-21平均
5,824,125,600	6,016,146,720	5,920,136,160	17,760	17,760	17,760

### 3. 事務局案

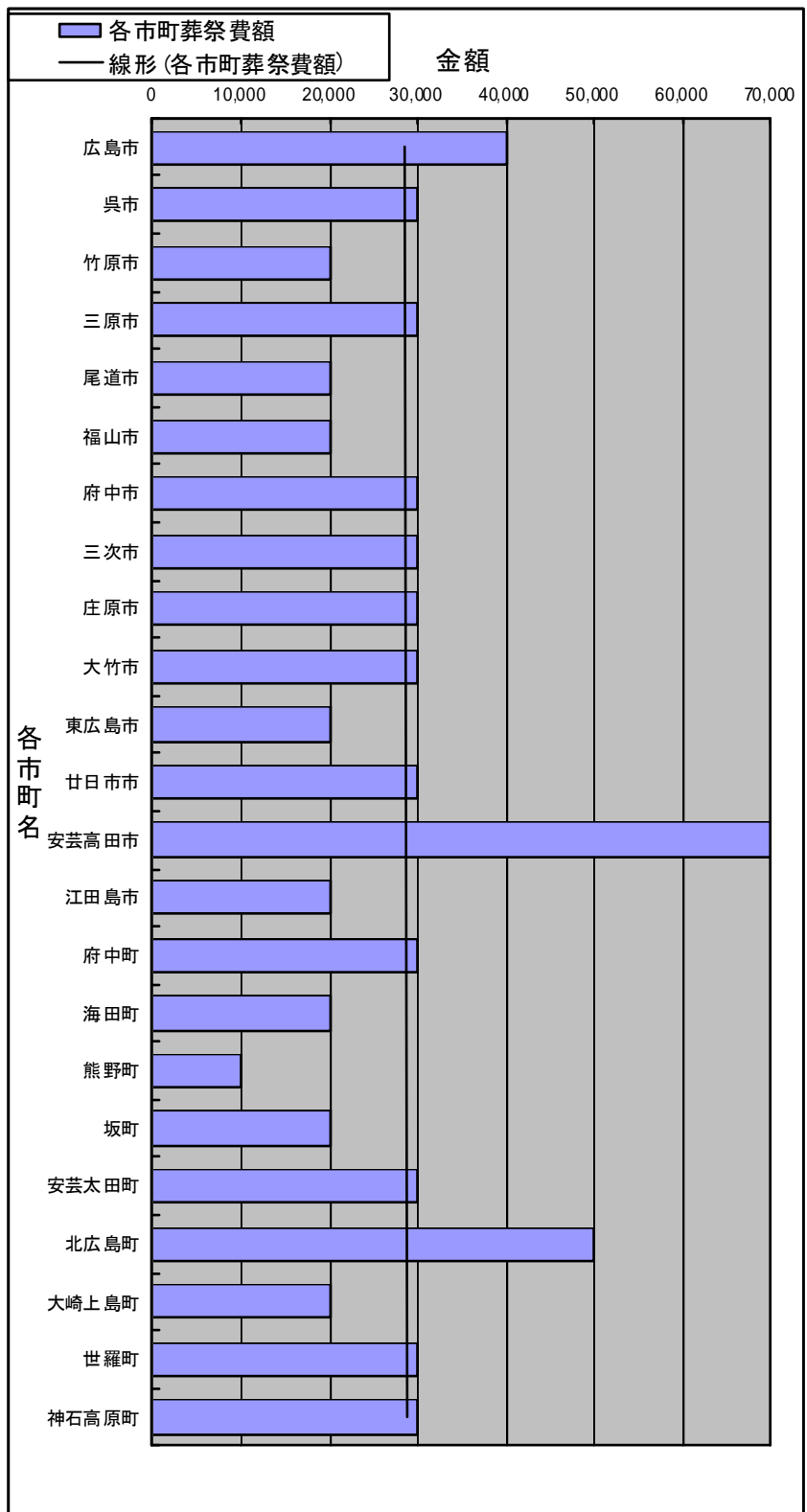
- ・ 葬祭費の支給額は3万円とする

#### 【理由】

- ・ 被保険者の負担となる保険料は極力抑えるべきである
- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者は、国民健康保険だけでなく社会保険等からも被保険者となるが、構成比において大部分を占める国民健康保険の葬祭費の平均額とする

各市町別葬祭費支給額

市町名	葬祭費	単独事業
広島市	40,000	
呉市	30,000	
竹原市	20,000	
三原市	30,000	
尾道市	20,000	
福山市	20,000	
府中市	30,000	
三次市	30,000	
庄原市	30,000	
大竹市	30,000	
東広島市	20,000	
廿日市市	30,000	
安芸高田市	70,000	
江田島市	20,000	
府中町	30,000	
海田町	20,000	
熊野町	10,000	
坂町	20,000	
安芸太田町	30,000	
北広島町	50,000	
大崎上島町	20,000	
世羅町	30,000	
神石高原町	30,000	
平均	28,696	



単独事業とは、住民が近隣市の斎場を使用しなければならないため、葬祭費と斎場使用料の差額を一般会計から支給することである。

各市町における任意給付の実施状況

市町名	傷病手当金	出産育児一時金	精神・結核医療付加金
広島市			(○)
呉市			
竹原市			
三原市			
尾道市			
福山市			
府中市			
三次市			
庄原市			
大竹市			
東広島市			
廿日市市			
安芸高田市			
江田島市			
府中町			
海田町			(○)
熊野町			
坂町			
安芸太田町			
北広島町			
大崎上島町			
世羅町			
神石高原町			
合計	0	23	3 (2)

( ) 内は国保会計以外での実施。

都道府県別一人当たり老人医療費の状況

平成19年7月10日付け国保新聞による  
※一部負担金を含む

	平成17年度			平成18年度	
	順位	実額 (円)		順位	実額 (円)
全国計		819,335	全国計		830,384
福 岡	1	1,013,973	福 岡	1	1,025,162
北 海	2	997,045	北 海	2	996,302
高 知	3	966,870	高 知	3	986,293
長 崎	4	944,195	長 崎	4	955,571
広 島	5	943,002	広 島	5	951,117
大 阪	6	932,511	大 阪	6	950,560
沖 縄	7	931,785	沖 縄	7	950,314
佐 賀	8	912,893	佐 賀	8	913,716
鹿 児 島	9	898,708	鹿 児 島	9	906,590
熊 本	10	890,741	熊 本	10	905,634
大 分	11	890,565	大 分	11	905,439
京 都	12	888,756	京 都	12	899,617
石 川	13	878,581	石 川	13	891,876
山 口	14	869,799	山 口	14	880,845
香 川	15	862,998	香 川	15	874,208
岡 山	16	859,408	岡 山	16	870,777
兵 庫	17	834,898	兵 庫	17	850,762
徳 島	18	818,334	徳 島	18	828,524
愛 媛	19	817,057	愛 媛	19	824,090
愛 知	20	805,546	愛 知	20	820,186
東 京	21	802,330	東 京	21	818,011
福 井	22	801,478	福 井	22	814,512
奈 良	23	801,137	奈 良	23	813,375
宮 崎	24	799,844	宮 崎	24	810,140
和 歌 山	25	798,182	和 歌 山	25	809,112
鳥 取	26	790,327	鳥 取	26	805,245
滋 賀	27	785,032	滋 賀	27	801,797
埼 玉	28	772,269	埼 玉	28	781,060
富 山	29	771,896	富 山	29	780,853
島 根	30	770,428	島 根	30	779,736
福 島	31	761,518	福 島	31	770,934
秋 田	32	758,024	秋 田	32	770,302
宮 城	33	754,407	宮 城	33	768,134
神 奈 川	34	753,989	神 奈 川	34	765,068
岐 阜	35	748,992	岐 阜	35	763,608
青 森	36	737,955	青 森	36	751,029
山 梨	37	734,576	山 梨	37	749,917
群 馬	38	724,599	群 馬	38	746,299
三 重	39	720,500	三 重	39	729,736
千 葉	40	715,604	千 葉	40	722,567
茨 城	41	715,188	茨 城	41	722,450
栃 木	42	713,232	栃 木	42	721,045
静 岡	43	708,400	静 岡	43	713,986
岩 手	44	702,592	岩 手	44	704,033
山 形	45	698,907	山 形	45	701,783
新 潟	46	685,030	新 潟	46	695,581
長 野	47	674,312	長 野	47	686,314